

(第5編)

第2章 破棄請求

第1節 法律違反および形式違背による破棄請求

第1款 破棄請求の当否

第847条 ① 次の場合、破棄請求は適切である：

a) 次の判決に対する法律違反および形式違背による場合：

1. (自治州) 高等裁判所の民事・刑事裁判部による第一審または控訴で下された判決。

2. 全国控訴院の控訴裁判部で下された判決。

b) 県控訴院および全国控訴院刑事裁判部が控訴で下した判決に対する第849条第1号に規定される理由の法律違反による場合。

② 第一審で下された判決の無効を確認することに限定される判決は除かれる。

(本条の最終改訂。2015年)

第848条 破棄請求は、法律がこの破棄請求を明示的に認めている(裁判所)決定に対して、および、県控訴院または全国控訴院刑事裁判部が第一審で、および、控訴で下した終局決定に対して、これら(決定)が、管轄権の欠如または完全却下による訴訟の終結をもたらし、かつ、訴訟事件が、ある根拠ある帰責を伴うある司法裁定を通して被告人に対して提起された場合、法律違反のみを理由として提起できる。

(本条の最終改訂。2015年)

第849条 以下の場合、法律は、破棄請求を提起する効果で違反されたと解される：

1. 前2条に含まれる(裁判所)裁定で証明されたと宣言された事実を考慮すると、ある実質的(性格の)刑事法規、または、刑事法の適用において遵守されなければならない同じ性格の他の法規則が侵害された場合。

2. 訴訟記録に存する、他の証拠要素により反論されることなく裁判する者の誤りを示す書類に基づいて、証拠の評価に誤りがあつたとき。

第850条 破棄請求は、次の場合に形式違背として提起できる：

1. 適切な時期および形式で当事者により提案された適切と考えられるなんらかの証拠調べが拒否された(場合)。

2. 被告人、補充的民事責任を負う者、私人訴追人または民事原告に口頭審理裁判への出廷のため呼出しがなされなかつた場合。ただし、呼び出されたと考えて時間

どおりに出頭した場合を除く。

3. 裁判長が、公聴会であろうとその外で行われるなんらかの手続きであろうと、証人が訴訟事件に関連して明らかに影響を与える質問に答えることを、許さなかった場合。
4. 質問が、実際はそうではないが、揚げ足取りである、誘導的である、または、不適切であるとして、却下された場合、ただし、それが裁判の結果にとって真に重要である場合に限る。
5. なんらかの被告人が出廷しなかった場合で、裁判所が出廷した被告人に対する裁判を中断しないと決定した場合。ただし、それらの者を別々に裁判しないことについての根拠ある理由があり、また、(不出廷被告人が) 不出廷者と宣言されていない場合に限る。

第 851 条 以下の場合にも、同じ理由で破棄請求を提起できる：

1. 判決で、証明されたとされる事実が何であるか明確にかつ断定的に示されていない場合、または、それらの間に明らかな矛盾がある、または、その法的性質により判決の先決を意味する事項が証明された事実として記載されている場合。
2. 判決が、検察側により主張された事実が証明されていないと、証明された事実の明示的リストを作成することなく、表明するだけである場合
3. 判決で、起訴と弁護の目的となったすべての点について裁定されていない場合。
4. 裁判所が第 733 条に従って事前に手続きを行っていない場合で、起訴の対象となった犯罪よりも重い犯罪で罰される時。
5. 判決が、法律に規定される数より少ない上級裁判官によって、または、法律で要求される賛成票の数を満たさずに下された場合。
6. 適切な時期と形式で提起され、かつ、法的根拠に基づいている（その者に対する）忌避申立てが却下された上級裁判官が判決を下すのに参加した場合。

第 852 条 いずれにしても、破棄請求は、憲法規定の違反を根拠として提起できる。

(本条の最終改訂。2000 年)

第 853 条 (廃止)

第 854 条 破棄請求は次の者が提起できる：検察官、刑事訴訟の当事者であった者、当事者でなかったにもかかわらず判決で有罪とされた者、および、それらの者の相続人。

民事原告は、請求した原状回復、修理および補償に影響を及ぼす可能性がある場合のみ、破棄請求を提起できる。

第 2 款 破棄請求の準備

第 855 条 破棄請求の提起を予定する者は、終局裁定を下した裁判所に、その（裁定の）公証謄本を要求し、使用する予定の破棄請求の種類を表明する。

破棄請求人が、破棄請求を第 849 条第 2 号に基づかせる予定のときは、証拠の評価における誤りを示す書類の個々の部分を、理由を示さずに、指定しなければならない。

形式違背の破棄請求を使用することを予定する場合、理由を示さずに、犯されたと思われる誤り、および場合によって、それらを修正するために行われた主張とその日付を示す。

（本条の最終改訂。2023 年）

第 856 条 前条で規定される請求は、破棄請求の対象となる判決または決定の最後の通知から 5 日以内に、弁護士および訴訟代理士が承認した破棄請求状によって提起される。

第 857 条 この破棄請求状には、本法第 875 条に規定される供託を設定する適式な約束が記載される。

破棄請求を準備している当事者が完全または部分的破産を宣告された場合、または、無料の法律扶助を受ける権利を与えられている場合、当事者は裁判所に対し、発行されるべき判決の証明書にこの状況が明示的に記載されるよう要求する、そして、財務状況が改善した場合には、場合によって、設定しなければならない供託の全額に対応する義務を負う。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 858 条 （終局裁定を下した）裁判所は、裁定が破棄請求可能で、前数条で要求されるすべての要件が満足される場合には、当事者の意見を聴取することなく、その後 3 日以内に破棄請求は準備されたとする。そうでない場合には、破棄請求を、理由付き決定により却下する、決定の証明コピーが（却下）通知の際に破棄請求人に与えられる。

（本条の最終改訂。2023 年）

第 859 条 破棄請求が準備されたとする同じ裁定において、裁判所書記官に、（判決等評定での）個人的（反対）票があればそれも含む判決の公証謄本を 3 日以内に発出するよう命じる。そして、発出され次第、裁判所書記官は、イベリア半島にある裁判所で下された裁定に係わる場合、15 日の延長不可能な期間内に最高裁判所第二裁判部に出頭するよう、当事者を召喚する。バレアレス諸島自治州に本部がある裁判所の場合は 20 日、カナリア諸島自治州またはセウタまたはメリリャの自治都市にある場合は 30 日となる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 860 条 自己の弁護のために、無料の法律扶助を受ける権利が認められている、または、完全もしくは部分的に破産宣告された破棄請求人は、最高裁判所第二裁判部に破棄請求提起のために必要な（訴訟記録等の）公証謄本を、または、場合によって、その（破棄請求の）却下決定の証明書を、直接送付するよう判決裁判所に要求できる。

裁判部は、対応する破棄請求を提起できる弁護士と訴訟代理士を、破棄請求人がまだ任命していない場合、任命するよう裁判所書記官に命じる。いずれの場合でも、裁判部は提起しなければならない期限を設定する。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 861 条 判決裁判所は、判決または決定の公証謄本を引渡すまたは送付するのと同じ日に、（評定での）棄権票（ある場合）、または、場合によって、反対票の証明書を最高裁判所第二裁判部に送付する。そして、破棄請求人に加えて、訴訟事件で当事者であった者にも公証謄本の引渡しまたは送付を通知するよう処置し、また、それらの者が第 859 条に定められた期間内に自己の権利を主張するために前述の裁判部に出廷できるよう（それらの者を）召喚する。

前述の証明書と同時に、裁判所書記官は、訴訟事件、当事者の名前、犯罪、公証謄本が破棄請求人に渡された日付、および、被告人が仮拘禁の状態である場合にはそのような状況が終了する日付、同様に、当事者の召喚日付を、簡潔に記載した証明書を送付する。加えて、その中で（裁定の）誤りが犯されたとされる事件記録またはその一部、または、真正な書類を含んでいる事件記録またはその一部も、形式違背または第 849 条第 2 号に従って破棄請求が準備された場合、送付する。

破棄請求を準備しなかった当事者は、召喚期間内に、または、相手方当事者が提起した破棄請求を審理するときに、自己に都合が良い理由を主張して破棄請求に参加できる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 861 条の 2 の a 破棄請求の対象となる判決は、その（破棄請求の）準備のために設定された期間が経過するまで執行されない。

かかる期間内に破棄請求の準備がなされた場合、裁判所は、事件記録またはその一部を送付する際に、破棄請求された裁定の証明公証謄本を作成するよう処置する。この公証謄本は、訴訟事件の別件とともに、場合によって、その（破棄請求された裁定の）執行のために保管される。

同じ裁定において、有罪判決を受けた者の（人身の）状況を継続するか変更するか、また、金銭的責任に関して適当なものを取り決める。同様に、いずれにしても、下された判決の執行を確保するために破棄請求手続き中に適切な取決めを、その同じ別件において、採用する。

破棄請求された判決が無罪判決であって、被告人が拘禁されていた場合は、釈放される。

第 861 条の 2 の b 破棄請求が被告人の一人によって準備された場合には、他の被告人に対して判決をその後執行できる。ただし、第 903 条の規定を害しない。

第 861 条の 2 の c 破棄請求の取下げは、利害関係者が事前に追認して、または、その（取り下げる）者の訴訟代理士がその（取り下げの）ための委任状を提出して、訴訟手続きのどの段階でもすることができる。当事者が破棄請求の判断に呼び出されていた場合、取り下げる者は供託金（設定した場合）の半分を失い、自分の責任により発生した訴訟費用を支払う。

第 3 款 破棄請求提起のために請求された公証謄本の（発行）拒否に対する苦情の不服申立て。

第 862 条 破棄請求人が、第 858 条に規定される（破棄請求の判決裁判所による）却下決定により被害を受けたと考える場合は、その決定の通知から 2 日以内に、第 863 条規定のために、最高裁判所第二裁判部に苦情を、その旨を判決裁判所に知らせ、申立てできる。

第 863 条 （判決）裁判所は、（破棄請求）却下決定の認証コピーが最高裁判所第二裁判部に送付されるよう処置する、そして、それぞれの場合に応じて、第 859 条に規定された条件に基づいて、当該裁判部に出頭するよう当事者の召喚を命じる。

第 864 条 前数条に規定された（破棄請求）却下決定の認証コピーでは、裁判所書記官は、第 858 条規定の条件に基づいて苦情を試みる者の財政状態も記載する。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 865 条 （廃止）

第 866 条 召喚の期限が過ぎても、苦情の不服申立て人が出頭しない場合、裁判所書記官は、不服申立ては放棄されたとする（書記官）決定を、費用支払いと共に、下す、そして、対応する目的のためにこれを判決裁判所に通知する。そして、（破棄請求の）却下決定は確定し、同意されたものとなる。この（書記官）決定に対しては、再審理の直接不服申立てできる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 867 条 苦情申立て人が時間通りに出頭する場合で、苦情申立てをなすときは、弁護士と訴訟代理士が署名した文書で、苦情の根拠をできるだけ明確かつ簡潔に説明する。

この文書および却下決定書に、訴訟に出頭したその他当事者のために（それらの）認証コピーを添付する、コピーの 1 つは検察庁に届けられ、3 日経過後、検察庁は、苦情の妥当性または不当性について妥当と考えることを裁判部に提出しなければな

らない。一件は受命上級裁判官に渡される。

第 867 条の 2 召喚された当事者のなんらかの者が召喚期間内に適式に出頭した場合、苦情申立て状と（破棄請求）却下決定のコピーが、検察官に与えられた期間と同じ 3 日以内に苦情の不服申立てに異議を、適切と考える場合、申立てできるように、渡される。

第 868 条 苦情申立て人が、完全または部分的に破産した場合、または、無料の法律扶助を受ける権利がある場合で、召喚状の期間内に第 874 条に規定された方法で最高裁判所第二裁判部に出頭した場合、裁判部は、裁判所書記官がそれらの弁護のために当番弁護士および訴訟代理士を任命するよう取り決める、また、却下決定の認証コピーを、3 日以内に苦情の不服申立てを、適切であると考えられる場合、提起するために、または、（訴訟に）メリットが見出されない場合に弁護士が弁解するために、渡すよう取り決める。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 869 条 最高裁判所第二裁判部は、受命上級裁判官から事前の報告を受け、その他の手続きなしに、提出された文書類に鑑みて、適切な裁定を下す。

第 870 条 同裁判部が苦情に理由があると認めた場合、（判決裁判所の破棄請求）却下決定を取り消し、判決裁判所に対し、（破棄）請求された裁定の証明書を発行して、第 858 条および第 861 条に規定されるその他のことを履行するよう命じる。

苦情が適切でない場合、裁判部の判断で、（訴訟）費用支払いを科して苦情を却下する。そして、判決裁判所に、関連目的のために、通知する。

苦情の根拠として主張された事実が虚偽であることが判明した場合、裁判部は、苦情申立て人に、いずれにしても、比例原則を尊重し、問題になっている事実の状況、ならびに、訴訟手続きまたは他の訴訟当事者に生じた損害を考慮して、理由付きで 180 ユーロから 6,000 ユーロの間で罰金を科することができる

苦情で主張された事実の虚偽を前にして、また、前段の規定を損なうことなく、（判決）裁判所は、訴訟手続き上の信義則に反して実行された（訴訟）行為を、管轄の専門職会（注：弁護士会、訴訟代理士会）に、なんらかの懲戒処分を科することができるよう、送付するよう取り決める。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 871 条 最高裁判所第二裁判部の苦情を裁定する判断に対しては、不服申立てできない。

第 872 条 （廃止）

#### 第4款 破棄請求の提起

第873条 破棄請求は、第859条に定められた期間内に最高裁判所第二裁判部に提起される。提起されずにこれらの期間が、または、場合によって、第860条の規定により、裁判部が設定した期間が経過した場合、裁判所書記官は破棄請求は放棄されたと宣言する（書記官）決定を下し、当該決定は確定かつ同意されたものとなる。この（書記官）決定に対しては、再審理の直接不服申立てできる。

同じ期間内に、他の当事者も第861条の規定に従って破棄請求に参加することができる。

（本条の最終改訂。2009年）

第874条 破棄請求は、弁護士および相当な委任状で認められた訴訟代理士が署名した破棄請求状で提起される。いかなる場合もそれを提出することへの抗議は認められない。この破棄請求状では、番号を振った段に分けて、可能な限り明確かつ簡潔に以下の事項が記載される：

1. 形式違背、法律違反またはその両方による破棄請求の理由として引用された判例的・法的根拠が、その内容の簡単な要約を先頭に置いて、記載される。
2. 破棄請求の各理由を認める本法の条文。
3. 犯されたとされる形式違背を修正するために（訴訟中に）実行された（修正）請求およびその日付（違背がこの要件を要求するものである場合）。

この破棄請求状と共に第859条で言及される公証謄本（破棄請求人に渡されている場合）、および、召喚されたその他当事者のそれぞれの者のために、公証謄本および破棄請求状のその代理人によって承認された逐語コピーが提出される。

コピーの不提出は、破棄請求状の不受理となる、そして、場合によって、第884条の第4号に該当するとみなされる。

破棄請求への加盟は、本条の前数段に記載される方法で提起される。

第875条 破棄請求人が私人訴追人であり、その犯罪が（検察官の）職権で訴追できるものである場合、その訴訟代理士は、破棄請求状と共に、供託指定公的機関に12,000ペセタを供託したことを証明する文書を提出する。（破棄請求私人訴追人が複数の場合）全員が同じ代理人の下で出廷しない場合、破棄請求私人訴追人の数に合わせ供託しなければならない。犯罪が当事者の請求によってのみ訴追できるものである場合、供託金は6,000ペセタとなる。

破棄請求人が民事原告である場合、供託金は7,500ペセタとなる。

破棄請求が（期間の）最終日に提起された場合、破棄請求状に法定通貨による該当金額が添付されており、その後48時間以内にこれが、供託指定機関に供託を行ったことを証明する伝票に交換される場合、供託金の要件は満たされたものとみなされる。

破棄請求人が無料の法律扶助を受ける権利を持っている場合、または、完全または部分的に破産宣告された場合、財務状況が改善すれば、第857条に規定される方法

で当該金額に対応する義務を負う。

第 876 条 召喚期間内または（訴訟代理士の）指定の翌日に破棄請求人の訴訟代理士が破棄請求を提起する意向を表明した場合、または、検察官が要求した場合、（最高裁の）該当裁判部は（判決裁判所の）棄権票の証明書を含むファイルを開くよう、また、訴訟記録とともに当事者に通知するよう命じる。そうでない場合、破棄請求が提起されるまで開かれず、また、その審問の日程が設定された日から審問が開催されるまでの間、司法事務局で当事者はそれを検査できる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 877 条 破棄請求状は提出順に相対的番号が付けられ、各申立てに対応する番号の証明書が請求した当事者に与えられる。

一般的な番号付けとは別に、有罪判決を受けた者が刑務所に収監されている訴訟に由来する裁定に対して提起された破棄請求については、別個の番号付けが設定される。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 878 条 破棄請求人が、本法が場合に依りて規定する方式で出頭することなく、召喚の期間が過ぎると、裁判所書記官は、他の手続きなしに、破棄請求は放棄されたと宣言する（書記官）決定を、破棄請求人に費用支払を命じて、下し、その旨を審級裁判所(Tribunal de instancia)に然るべくする目的で通知する。この（書記官）決定に対しては、再審理の直接不服申立てできる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 879 条 検察官は、破棄請求の準備および提起のため、第 855 条、第 873 条および第 874 条に規定される条件および形式に、（検察官に）適用される限り、従う。

## 第 5 款 破棄請求の審理

第 880 条 破棄請求が提起され、また、（出頭の）召喚期限が経過すると、裁判所書記官は、順番でその任務を担う受命上級裁判官を指定し、10 日以内に破棄請求の認証調書(nota autorizada)を作成する。この調書には、破棄請求された裁定の実質的な部分、その（裁定の）事実上の根拠、第 874 条の第 1 号に規定される破棄理由の概要、並びに、訴訟の背景および破棄請求の裁定に必要であると考えられるその他の特定事項に関連した逐語的なコピーが含まれる。

裁判所書記官は、破棄請求状のコピーを各当事者に交付する。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 881 条 同様に、裁判所書記官は、被告人、有罪判決または無罪判決を受けた者



(この者が破棄請求人ではなく、また、出廷もしていないとき)の弁護を行う弁護士および訴訟代理士の任命に、配慮する。

このように任命された弁護士は、何らかの就任不能の理由によるものでない場合、被告人の弁護の受諾を免れることはできず、その(不能の)場合には別の弁護士の任命に移行する。

(本条の最終改訂。2009年)

第882条 第880条で調書を作成するために設定された期間内に、検察官および当事者は説明を受け、破棄請求の受理またはそれへの加盟に異議申立てできる。

(それらの者が)異議を申し立てる場合、異議申立て状にそのコピーを他の当事者の数と同じ数だけ添付する、裁判所書記官は直ちにこれを他の当事者に、3日の期間内に適切と考えることを表明できるように、送付する。

(本条の最終改訂。2023年)

第882条の2 破棄請求人は、破棄請求状において審問の開催を要求できる。破棄請求が予審実行される時、他の当事者も同じ要求ができる。

第883条 調書が作成されると、一件書類に綴られ、訴訟記録は予審のために受命上級裁判官に10日の間渡される。

受命上級裁判官の報告の後で、裁判部は破棄請求の受理または不受理について適切な裁定を下す。

第884条 以下の場合、破棄請求は受理されない：

1. 第849条および第851条に記載される以外の理由で提起された場合。
2. 第847条および第848条に規定される裁定以外の裁定に対して提起された場合。
3. 第849条第2号の規定を除き、判決で証明されたと宣言された事実が尊重されていない、または、法的主張がそれらと明らかな矛盾または不適合でなされた場合。
4. その準備または提起のために法律が要求する要件が遵守されていない。
5. 第850条の場合、破棄請求を行おうとする当事者が、適切な不服申立てを通して、または、適宜な抗議によって誤りの是正を主張しなかった場合。
6. 第849条第2号の場合、その書類が訴訟手続きの一部ではない場合、または、破棄請求された裁定の陳述に反するそれら(書類)の陳述が特に指定されていない場合。

第885条 以下の場合にも、破棄請求は不受理となり得る：

1. 明らかに根拠がないとき。
2. 最高裁判所が、すでに、他の実質的に同様な破棄請求を基本的に却下している。

破棄請求の不受理は、引用されたすべての原因に影響を与える場合もあれば、そのうちの一部のみに係わる場合もある。

#### 第 886 条 (廃止)

第 887 条 (受理・不受理の) 裁定は次の 2 つの態様の (言渡しの) いずれかで行われる：

1. (破棄請求は) 審問または判決のために受理され結審する。
2. 受理の余地はない、判決裁判所に関連する目的のために通知せよ。

第 888 条 破棄請求の受理を拒否する裁定は (裁判所) 決定の形をとり、受命上級裁判官の名前を明記して「立法集」(\*Colección Legislativa) に掲載される。破棄請求を受理する裁定は公表されない。

判断の事実背景と法律上の根拠は、裁定された問題に関連する点に限定される。

ある同じ裁定において、破棄請求の受理が、その根拠のなんらかによると拒否されるが、他の根拠に関しては認められる場合、または、ある利害関係者によって提起された破棄請求は認められるが、他の者に関しては拒否される場合、裁定は、拒否部分に基づかなければならず、「立法集」に掲載されなければならない。

(訳者注：Colección legislativa (立法集) とは、法令および刑事・民事判決を毎年収録するもので、1846 年に最初のもので刊行された。)

(本条の最終改訂。2009 年)

第 889 条 破棄請求の受理を拒否するためには全会一致で採択されなければならない。

第 847 条 1 項 b) 規定の場合、破棄請求手続きの不受理は、破棄 (請求) の利益の欠如について全会一致がある限り、簡潔に理由付き (裁判所) 命令により取決めることができる。

(本条の最終改訂。2023 年)

第 890 条 (第二) 裁判部が破棄請求の受理を拒否し、破棄請求人が供託金を設定していた場合には、その供託金を失うと言渡され、その全額は統治裁判部により司法機関の人件費や物品費などの必要に排他的に当てられる。

破棄請求人が貧困あるいは全面または一部破産のため保証金を設定しなかった場合、その財務状況が改善した場合にも同様の裁定が下される。

#### 第 891 条 (廃止)

第 892 条 破棄請求および（破棄請求への）加盟の受理または拒否に対する裁判部の裁定に対しては、いかなる他の破棄請求することはできない。

第 893 条 裁判部の判断において、破棄請求が受理され、また、場合によって、それへの加盟が認められる場合には、裁判部は、（裁判部）命令を通して、これを明白に取決める。破棄請求受理を取決める命令は、同様に、場合によって、裁判所書記官に審問の期日指定するよう命じる。審問が開かれない場合、裁判部は判決の期日を指定する。

審問の開催が判断された場合、裁判所書記官は期日を指定する。

（本条の最終改訂。2009 年）

## 第 6 款 破棄請求の判断

第 893 条の 2 の a （第二）裁判部は、審問を開催せず、判決期日を指定して破棄請求の本案を判断することができる。ただし、当事者が審問の開催を要求し、科された刑期または科される可能性のある刑期が 6 年を超える場合、または、裁判所が職権または当事者の請求により審問が必要であると判断する場合を除く。

いずれにせよ、裁判所は、付随する状況や問題の重要性により審問を公開することが望ましい場合、または、刑がどのようなものであれ、刑法第 2 編第 1 章、2 章、4 章または 7 章に規定される犯罪の場合には、審問を取り決める。

第 893 条の 2 の b 裁判部が前条で付与された権限を行使する場合、第 899 条および第 900 条に規定された条件に基づいて判決を下す。

第 894 条 破棄請求が受理され、裁判所書記官によって審問の期日が指定されると、検察官および当事者の弁護人が出席する公聴会 (audiencia pública) で審問が行われる。

ただし、当事者の弁護人の不当な不出廷は、裁判部が適切と判断する場合には、審問中断の理由にならない。

裁判部は、事案の深刻さと重要性に応じて、出廷しない弁護士に対して必要と判断した懲戒処分を科することができる。いずれにしても、裁判部は、裁判所書記官が、当該不出廷を関連する弁護士会に、場合によって講じられる懲戒処分の目的で、通知するように取決める。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 895 条 裁判部は、受理された順に破棄請求を持ち寄るよう命じる。その際、第 877 条に含まれる破棄請求に対して特別な優先順位を設ける。

何らかの理由で審問が設定された日に開催できない場合、裁判所書記官は、確立された順序をできる限り変更しないように注意しながら、できるだけ早い別の日を指定する。

(本条の最終改訂。2009年)

第 896 条 審問は、裁判所書記官が該当事案を告げることで開始される。

破棄請求人の弁護士が最初に弁論する。次に、破棄請求に加盟した者の弁護士、そして、最後に、それに異議を申し立てる破棄請求された側の弁護士が弁論する。検察官が破棄請求人である場合、最初に弁論する、そして、破棄請求を支持する場合は、破棄請求を提起した者に続いて弁論する。

第 897 条 検察官および弁護士は、弁論したのと同じ順序で、手短かに訂正することができる。

裁判長は、自らの発案で、または、いずれかの上級裁判官の請求により、検察官および弁護士に対し、議論された事項のより明確な説明、特に裁判所が疑問を持った論旨の説明を要求できる。

裁判長は、第 849 条第 2 段の理由により破棄請求が提起された場合を除き、破棄請求された裁定に記載された事実の存在について議論することを許可しない、そして、それを議論しようとする者を叱責し、発言を控えさせることができる。

第 898 条 裁判部は 3 人の上級裁判官で構成されるが、科せられた刑期、または、検察側が弁論した理由が有効な場合に科せられる可能性のある刑が 12 年を超える場合は 5 人で構成される。

第 899 条 (審問) 公聴会が終了すると、裁判部は次の 10 日以内に破棄請求について裁定する。

判決を下す前に、裁判部が破棄請求された判決に関連する事実をより深く理解するために必要と判断した場合、判決裁判所に訴訟記録の送付を要求することができ、前述の期間は中断される。

受命上級裁判官は、破棄請求を審理する際に、当然のこととして訴訟記録を請求することを裁判部に提案できる。

第 900 条 判決書は次のように編集される：

1. 見出し。ここに、日付、訴訟の対象となった犯罪、破棄請求人、被告人および訴訟に介入した私人訴追人の氏名、判決が下された裁判所、破棄請求の対象となる事案を決定するのに役立つその他の一般的状況、および、受命上級裁判官の名前が記載される。

2. 事実の背景。破棄請求された判決または決定で証明されたと宣言された事実は、明らかに無関係なものを除き、同じ裁定の実質的な部分とともに、文字通り別個に転記される。

3. 破棄請求の理由。それぞれの当事者が主張する破棄請求の理由が説明される。

4. 法的根拠。裁定の法的根拠が別に記載される。
5. 判決。

第 901 条 裁判部が破棄請求の申立てのいずれかの理由を認容する場合、裁判部は破棄請求を認容すると宣言し、問題の裁定を破棄および無効にする、その際、供託金の設定者への返還を命じ、当事者に費用を科さないと宣言する。

破棄請求を却下する場合には、破棄請求は認容できないと宣言し、破棄請求人に費用支払い、および、第 890 条に規定される保証を目的とする供託金の喪失を、または、無料の法律扶助を受ける権利がある場合には、財務状況が改善した場合に同等の金額の支払いを命じる。

検察官は費用を科されることから除外される。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 901 条の 2 の a 裁判部が、破棄請求の根拠となる形式違背が犯されたことを認容する場合、裁判部はそれを認容すると宣言し、訴訟事件を元の裁判所に、訴訟事件を誤りが犯された当時の状態に戻して、それを審理し、法律に従って終了するために、差し戻す。

第 901 条の 2 の b 裁判部が、主張された形式違背は犯されていないと認めた場合、その違背の余地がないと宣言し、同じ判決で、法律違反による破棄請求の理由を裁定することに移行する。

いずれにしても、訴訟記録(causa)を判決裁判所に戻すよう命じる。

第 902 条 法律違反に基づく何らかの理由により、裁判部が破棄請求の対象となった裁定を破棄した場合、裁判部は、それとは別に、破棄された判決で示された刑より、または、より重い刑が請求された場合で、破棄請求人の嘆願に対応する刑より重い刑を科さないという制限以外の制限なしに、法律に従って適切な判決を下す。

裁判部が恩赦を提案することが適切であると考えられる場合、その理由を判決の中で適正に説明する。

第 903 条 破棄請求人が被告人の一人である場合、新たな判決は、他の被告人たちに、その者たちに有利な範囲で利益を与える。ただし、他の者たちが破棄請求人と同じ立場にあり、かつ、判決破棄に基づく（主張された）理由がそれらの者に適用される場合に限る。それらの者は自分たちに不利な範囲では決して害されない。

第 904 条 破棄判決およびそれによって下される（新たな）判決に対しては、不服申し立てできない。

第 905 条 破棄請求を認容するまたは認容しないと宣言する判決は、「立法集」で公開される。

第 906 条 前条に関連する判決が、性的自由および安全に反する犯罪、または、名誉に反する犯罪、または、特別な事情が存在する訴訟で下された場合、裁判部の判断で、人の名前、場所の名称並びに訴追人、被告人および訴訟手続きを判決した裁判所を知ることができる状況を削除して公開する。

判決の公開が名誉、個人または家族のプライバシー、被害者の個人的イメージ、公共安全に影響を与えると裁判部が判断した場合、判決そのものの中で、判決の全部または一部を公開しないよう命令することができる。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 907 条から第 909 条まで (廃止)

第 2 節 形式違背による破棄請求

第 910 条から第 933 条まで (廃止)

第 3 節 法律違反および形式違背による破棄請求の提起、審理および裁定

第 934 条から第 946 条まで (廃止)

第 4 節 死亡の訴訟事件での破棄請求

第 947 条から第 953 条 (内容なし)